

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「会社」という。）に雇用され、同社が請け負った建築等の工事現場で鉄筋工として就労していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は、B県C市所在の「D工事現場」（元請：E建設共同企業体）において、意識不明の状態にあるところを同僚に発見され、F病院に救急搬送されたが、翌日、「脳幹出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、また、請求人は葬祭料の受給権者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 発症疾患名及び発症時期

当審査会においては、被災者の本件疾病の発症経緯、救急搬送されたF病院のG医師の平成〇年〇月〇日付け意見書、同年〇月〇日付けのH労災医員の意見書等を精査したが、被災者の疾患名を「脳幹出血」、発症時期は平成〇年〇月〇日午後4時頃とする審査官の判断は、妥当なものと判断する。

(2) 外傷について

Iの申述によれば、被災者は、被災当日、作業中に鉄筋を運んでいて、何かにつまずいて尻餅をつき、鉄筋を足の上に落としたものとされている。

しかしながら、Iは併せて「尻餅をついたときに、頭を打っていないのは間違いない。」とも申述しており、G医師の意見書には「特に外傷は認めていない。」旨記載されている。H労災医員は「鉄筋が足の上に載ったことにより何か起こるとすれば、足の打撲や骨折などであり、これにより脳内に何か障害が生じることはない。反対に、この運搬中につまずいて足に鉄骨を載せた状態になった原因が脳幹出血の可能性は否定できない。」旨記載しており、上記出来事が原因で被災者が本件疾病を発症した、ないしは自然経過を超えて著しく増悪したとする医学的な見解は認められない。

以上のことから、当審査会としても、本件疾病は外傷に起因するものとは認め難いものであり、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。要旨は決定書

別紙を引用する。)に基づき、業務起因性を検討することが妥当であると判断する。

(3) 認定基準に基づく検討

ア 被災者の労働時間について

被災者の労働時間について、監督署長は、関係者の申述、作業日報等をもとに、就業前後のラジオ体操、朝礼などの業務に関する準備行為や作業終了後の片付け等後始末に要する時間を推計して加算し、さらに、高速道路の利用状況等をもとに、被災者が事業場と就業現場の間を運転した移動時間を推計・加算して全体の労働時間を算出している。さらに、審査官は、監督署長の認定した運転時間について一部修正・加算している。当審査会としても、監督署長の算定方法をもとに審査官が修正を施した労働時間の算定は、妥当であると判断する。

なお、請求人らは、監督署長及び審査官が認定した運転時間では目的地まで到着しないと主張するが、監督署長及び審査官による運転時間の推定は、実態に即した妥当なものと認められるところであり、請求人らの主張は認められない。

イ 異常な出来事

被災者については、発症日及び発症日前日の両日とも、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度に精神的負荷を引き起こす突発的な異常事態や、緊急に強度の身体的負荷を強いられる事態、急激で著しい作業環境の変化など、業務に関して被災者が異常な出来事に遭遇したとは認められない。

ウ 業務の過重性

(ア) 短期間の過重業務

被災者の発症前1週間の総労働時間数は59時間、時間外労働時間数は19時間であって、休暇を1日取得しており、労働時間による過重性は認められない。また、労働時間以外の負荷要因をみても、特に過重性は認められない。

したがって、被災者は、発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に従事したとは認められない。

(イ) 長期間の過重労働

被災者の発症前1か月の時間外労働時間数は49時間であり、業務と発

症との関連性が強いと評価できる100時間には及んでいない。

発症前2か月ないし6か月の1か月当たり平均時間外労働時間数は、発症前6か月が最長で38時間37分であり、業務と発症との関連性が徐々に強まるとされる1か月当たりおおむね45時間を超えていない。

また、労働時間以外の負荷要因をみても、特に過重性は認められない。

したがって、被災者は、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したとは認められない。

エ リスクファクターについて

被災者の健康診断個人票を見ると、既に平成〇年〇月において、「高血圧152/100mmHg、高血糖、高脂血症、肥満」が指摘されており、その後の健康診断においても高血圧は常に指摘がなされている。そして、平成〇年〇月の健康診断では、「血圧170～95mmHg」、「BMI30.1%」、「中性脂肪839mg/dl」などと記載され、医師の診断として、「高血圧、コレステロール、白血球増多、中性脂肪」などが「要精検」とされている。

また、健診を行ったI医師の平成〇年〇月〇日付け意見書には、「診断名：高脂血症：中性脂肪、総コレステロール高値、異常、治療内容：エパンド（1回のみ）。健診に基づき、中性脂肪が極端に高値のため投薬し、以後は自宅の近くで通院するよう話した。」旨記載されている。

以上、被災者は、高脂血症や高血圧の既往歴を有し、肥満の状態にあったもので、脳血管疾患のリスクファクターを複数有していたことが認められる。

請求人らは、会社側の安全面での配慮不足を主張するが、上記経過や、始業前のラジオ体操、朝礼の励行、血圧測定のを設ける等、会社側も一定の対応をしていたことは認められるところであり、請求人らの主張は採用できない。

- (4) 以上のとおり、被災者の本件疾病は業務上の負傷により発症したとは認められず、かつ、発症前の業務において、異常な出来事への遭遇や、短期間又は長期間の過重業務に従事したとも認められない。

したがって、当審査会としても、業務と本件疾病発病との相当因果関係は認められない旨の審査官の判断を相当なものとして判断する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつ

て、これを取り消すべき理由はない。

なお、決定書が判断するとおり、請求人は、葬祭料の受給権者である「葬祭を行う者」(労災保険法第12条第2項)に該当する者と思料されるが、このことは上記結論に影響を与えるものではないことを付言する。

よって主文のとおり裁決する。